

期限内納付をお願いします

市民税・県民税（住民税）のお知らせ

●問い合わせ 市民税課（本庁舎2階） ☎34-32332 ☒36-9345

個人市民税・県民税の納税通知書を6月初旬に発送します。内容をご確認の上、ご不明な点はお問い合わせください。

納付方法

年4回に分けてのお支払いです。65歳以上で年金を受給されている方は、「年金からの引き落とし」をご参照ください。

給与からの引き落としの方は、6月以降の給与から毎月引き落としされます。年の途中で退職等された場合は、退職時に残りの税額を一括で引き落としされるか、納付書で納めていただくようになります。

納期	
第1期	7月2日(月)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月31日(休)
第4期	1月31日(木)

〈コンビニエンスストアで納付できます〉

金融機関や郵便局、コンビニ

ニエンスストアでも納付できます。取扱店等の詳細は、納付書の裏面をご覧ください。

年金からの引き落とし

〈新たに年金から引き落としされる方〉

65歳以上（昭和28年4月2日以前生まれ）の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税額がある方です。

年金からの引き落としは、10月から開始されます。まず、30年度の年金所得に係る市民税・県民税のうち半分を第1期、第2期の2回に分けて納付書（口座振替登録済の場合は口座振替）で納めていただきます。残りの半分は、10月から年金より引き落としされます。

〈すでに年金から引き落としされている方〉

30年4月～8月の年金からは、前年度分の公的年金等に係る市民税・県民税の2分の1に相当する額が、30年度の仮徴収分として引き落としされます。

30年度の税額が、29年度よりも増減した場合は、10月以降に引き落としされる税額で調整されます。

※年金に係る市民税・県民税の納付方法は、年金からの引き落とし以外は選択できません。引き落とし後の税額変更や年金の支給停止等により、納付書または口座振替による納付に変更となる場合があります。

〈年金所得者に係る申告について〉

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等

以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要はなくなりましたが、市民税・県民税の申告で、医療費や生命保険料、地震保険料等の所得控除を追加して申告することで市民税・県民税の軽減を受けられる場合があります。

住宅借入金等特別控除の申告期限

年末調整または確定申告で住宅借入金等特別控除を申告していない方は、7月2日(月)までに税務署で確定申告をしてください。

期限後に提出された場合は、市民税・県民税で控除されなくなり、ご注意ください。

配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当や株式等譲渡所得のある方で、市民税・県民税の配当割額・株式等譲渡所得割額があり、市民税・県民税の軽減または還付を受ける場合は、納税通知書が送達されるまでに申告をしてください。

期限までに申告がない場合は、該当となりませんのでご注意ください。

※確定申告では、申告書第二表の住民税・事業税に関する事項欄に記入をしてください。

※申告した株式等譲渡所得や配当所得は、国民健康保険税や介護保険料の算定基礎となる所得になります。

30年度所得および課税額証明書（29年分の所得証明書）

- 発行 6月7日(木)から
- 申請者 本人または同一世帯の家族（他世帯の方は委任者本人が記入した委任状が必要です）
- 申請・交付場所 市民課、市民税課、各支所・出張所、総合社会福祉センター
- 持ち物 印鑑、本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート、外国人登録証、障害者手帳、在留カード、個人番号カード等）
- 手数料 1通300円
※コンビニエンスストアでの発行は、個人番号カードの所有者本人のみ取得可能で、一通250円です。